

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第11号

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和8年6月29日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼 谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る
取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合広域連合長決裁）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「すべて」を「全て」に改め、第9条第3項第3号中「社会保険事務局」を「社会保険関係機関」に改め、第20条第12号中「すべて」を「全て」に改め、第21条第1項第1号イ中「社会保険庁が発行する健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証及び船員保険被保険者証を含む。）、国民健康保険被保険者証、共済組合員証」を「保険者が発行する健康保険資格確認書（遠隔地資格確認書及び船員保険資格確認書を含む。）、国民健康保険資格確認書」に改め、同項第2号ア中「または」を「又は」に改め、同条第2項第1号中「または」を「又は」に改め、第33条中「進ちよく」を「進捗」に改める。

第35条第2項中「秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例」の次に「（令和5年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号）」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。